

弁理士研修制度の在り方について（論点の再整理）

・委員の意見

前回の委員会において、委員の方々からは概ね研修の義務化には賛成の御意見を頂いたところであるが、（１）弁理士資格保有者に対する継続研修の具体的な内容を詰めるべきとの御意見を頂くとともに、（２）新人に対する研修については、試験合格後弁理士登録前に登録要件として行うべきか、登録直後の義務研修として行うべきかについて、大まかに分ければ下記のように委員によって意見の分かれているところである。

登録後に行うことが望ましい 4名

（理由）

- ・登録前に研修を行うと、参入障壁になるのではないかと。特に修了考査を行うと、弁理士試験に加えて、2回目の試験を行うのと同じこととなり、弁理士登録の参入が規制されるおそれがある。
- ・登録前の研修とすると、試験と同様に国が行う必要があるが、世の中の流れとしては、官から民へ権限を移譲しようとする流れになっていることから、日本弁理士会が主体的に研修を行えるようにするために、登録後の研修とするべき。

登録前に行うことが望ましい 4名

（日本弁理士会からの委員2名含む）

（理由）

- ・登録後の義務研修では、受講をしない者に対する措置ができないのではないかと。研修未受講者に対する氏名の公表も考え得るが、氏名の公表による効果がどれほどあるのか不明。また、試験を合格して登録した直後に、業務停止等の厳しい措置がどこまで可能なのか。仮に、登録後に研修を受講しないことによって、資格を取消すようなことをすれば、むしろ混乱を招くおそれがあるのではないかと。
- ・弁理士数が少ない地方においては、弁理士の選択の幅が少ないため、登録後の研修では、研修を受講せずに実力がない弁理士に業務を依頼するおそれがある。

登録前後の議論の前に、研修の具体的内容及びそれが参入障壁と言える

か否かをきちんと検討すべき 2名（登録前、登録後との重複含む）

- ・研修のカリキュラム、期間、修了考査等について、具体的内容に即して、参入障壁になるかならないかを詰めた上で登録の前か後かについての判断をするべき。
- ・修了認定の方法と参入障壁になるか否かについて総合的に考えるべき。

・議論の整理

1．継続研修

法律における義務付けを行うとしても、弁理士登録している者が対象であるので、日本弁理士会を研修実施者として何らかの形で位置付けることが妥当であると考えられる（参考例として、公認会計士法第28条の研修（内閣府令で必要な内容を定めつつ日本公認会計士協会が行う研修を受講すべきことを規定）や、現在開会中の臨時国会に提出予定の建築士法の一部改正により新設する予定の定期講習（建築士に国土交通大臣の登録を受けた者が行う講習を一定期間ごとに受けることを義務付け）等がある）。

具体的内容としては、例えば日本弁理士会から提案のあった、下記（詳細は別紙1）のようなものを基本に検討していくことが妥当であると考えられる。

- ・倫理研修（利益相反、顧客への説明責任等）、業務適正化研修（制度及び審査基準の改正対応、適正な出願及び審査対応等）等を主な内容とする。
- ・一定期間（例えば5年）以内に一定時間（例えば70時間）の研修を受講することを義務づける。
- ・スクーリングとE-ラーニングの組み合わせとする。

なお、正当な理由なく、研修を受講しなかった者の扱いについては、最終的には、一定の厳しい措置をとることが必要であると考えられる。

2．新人研修

前述の通り複数の委員から、まず議論すべきは何のためにどのような研修を行うのかであり、登録の前後のどちらに行うべきかは、具体的な研修の趣旨、内容、やり方等によるとの指摘をいただいているところで

ある。

この指摘に沿って整理をすれば以下の通り。

弁理士の実務能力向上、弁理士としてのあり方の教授等のために、新人にも研修を義務づけることが必要であることは、委員会としてのコンセンサスが得られている。

そのためには、

() 特許を中心としつつ、工業所有権四法全体に渡り、出願手続、書類作成（明細書、特許請求の範囲の作成を含む）、審査対応（意見書・補正書の作成を含む）、先行技術調査等ができるための基本的な知識を体得し理解するとともに、弁理士としての心構えから利益相反等についての対応等につき最低限必要な知識を身につけるためのカリキュラムが必要。

() 新人全員がきちんと()の研修を受講するようになるスキームが必要

() 新人は、働いている社会人が大部分であることから、働きつつ()の研修を受講できるようになるスキームが必要。

その上で、弁理士の量的かつ質的充実が重要との観点から、参入障壁とはならないものであることが必要。

以上の整理を踏まえると、

・ 及び の()()の観点から、日本弁理士会から前回の審議会での議論を踏まえた提案として提示されている、別紙2の具体案（弁理士倫理、弁理士としての心構えから、工業所有権四法の出願から中間手続までの実務が内容であり、E-ラーニングを基礎としてレポート提出中心、スクーリング7回、期間は計3か月間、修了考査は行わない）については、新人に対する義務研修の内容として一定の評価ができ、今後、国の方でこの案を基本としつつ制度設計を行っていくことが妥当と考えるがどうか。

・ の()の観点からは、登録前研修の方が登録後研修よりも適切であると考えられるのではないかと。(登録前であれば必ず全員受講することと

なるが、登録後であると受講しない者が想定される場所、研修を受講しないことによって、資格を取り消すことになること、その間に弁理士資格を有している外見を信じて業務を依頼した者等の問題をどう考えるか。また、登録直後に資格を取消するのであれば、ユーザーの混乱がないように事前に行うべきとも考えられるが、これについてもどう考えるか。)

- ・ の観点からは、登録後研修の方が登録前研修よりも適当であるが、別紙2の提案の内容(レポートの考査はするが、修了試験は行わず、期間は3か月として、新年度から業務可能)でも参入障壁と評価すべきか否か。

- ・ なお、登録要件としての義務研修については、前回資料にもある通り、既に弁理士資格を有する者も今回要求するものと同じレベルの能力が本来は資格維持のためには必要であり、この対応をどうすべきかについての検討にも留意が必要である。

- ・ 企画・立案は国(あるいは独立行政法人工業所有権情報・研修館)が行い、実施を日本弁理士会等の機関に委託する旨を法令に明記することによって、国の関与を必要最小限とすることは可能ではないか。

(参考資料8 - 1) 海外の弁理士制度の状況及び他の士業における状況